

大阪市告示第1195号

次の施設について、大阪市立共同利用施設条例（昭和49年大阪市条例第64号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年8月31日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日
大阪市立北中島センター	令和8年9月1日（火）から 同年11月30日（月）まで

（環境局環境管理部環境規制課）